

令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受注者選定手続きの開始について
(公告)

次のとおり企画提案を募集します。

令和8年4月1日

三原市長 岡田 吉弘
(広 報 戦 略 課)

1 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 目的

本市事業の魅力発信及び財源確保に向けて、市外に本社を有する企業（以下「市外企業」という。）に対して、「第3期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲載する特徴的な事業をPRし、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）の獲得に取り組む。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料

ア 委託料の算定は成果報酬型とし、本業務を通じて行われた寄附金を本市が受領した場合、次の計算式で算出した委託料を受注者に支払うものとする。

計算式：寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とする。

イ 委託料率の上限は、本事業を通じて行われた寄附金額の20%（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く）とする。

ウ 委託料は、委託期間内に本市が寄附金の受領を確認した場合のみ支払いの対象とする。

エ 令和8年度の予算額は、2,200千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）であり、寄附額の増加により委託料が予算額を超えることが見込まれる場合は、別途協議するものとする。

(5) その他

選定事業者数は定めない。

2 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 地方公共団体が行う企業版ふるさと納税のマッチング支援業務（類似業務を含む。）の受注実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2号各号に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (4) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (5) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 市税等を滞納していないこと。

(7) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年三原市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと。

3 添付資料

(1) 令和 8 年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受注者募集要項

(2) 令和 8 年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

4 問合せ先

三原市地域政策部広報戦略課 シティプロモーション推進係 担当：大村、阿草

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

Tel 0848-67-6016 Fax 0848-64-7101

E-Mail アドレス koho@city.mihara.hiroshima.jp